

逗子市地域活動センター条例の一部改正 (南ヶ丘自治会館の廃止) に関する意見を募集しています

南ヶ丘自治会館については、令和4年12月に耐震基準を満たしていないことが判明したため、臨時休館としています。近年の稼働率等を踏まえさまざまな検証をした結果、南ヶ丘自治会館を廃止することとし、逗子市地域活動センター条例の一部改正を行うものです。

つきましては、この改正について、皆様の意見を広く募集します。

●募集期間

令和5年12月11日(月)～令和6年1月15日(月)(必着)

●閲覧場所

市ホームページ(ページ番号1009751)

市役所(市民協働課、情報公開課)、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、逗子文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、図書館、体験学習施設(スマイル)

※各施設の休館日等は閲覧できません。

●意見提出方法

住所・氏名を明記のうえ、任意様式にて次の①～④の方法にて提出してください。

- ① 窓口 市民協働部市民協働課(逗子市役所3階)
- ② 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 市民協働課市民協働係 宛
- ③ ファクス 046-873-4520
- ④ Eメール siminkyoudou@city.zushi.lg.jp ※添付ファイル不可

●その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しては、直接回答はいたしませんのでご了承ください。